

東北地域における 麦をめぐる事情

令和6年2月

東北農政局生産部生産振興課

1 小麦の生育ステージと主要作業（北東北・ゆきちからの例）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月									
小麦の生育ステージ																				
	播種期		出芽期 (5葉～6葉まで生育)		越冬期			幼穂形成期・ 減数分裂期		出穂期・ 開花期	登熟期	収穫期								
主要作業	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4">登熟期</th> </tr> <tr> <td>乳熟期</td> <td>糊熟期</td> <td>黄熟期</td> <td>完熟期</td> </tr> </table>												登熟期				乳熟期	糊熟期	黄熟期	完熟期
	登熟期																			
乳熟期	糊熟期	黄熟期	完熟期																	
種子消毒 施肥・播種 除草剤散布 排水溝設置		雪腐病防除			融雪水排水 融雪期追肥			出穂期追肥 病害防除		収穫										
踏圧				踏圧																

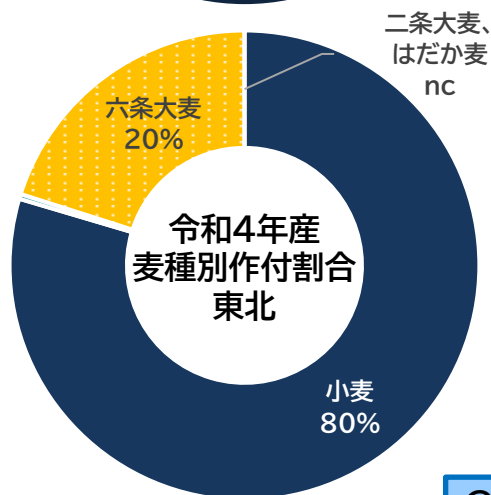
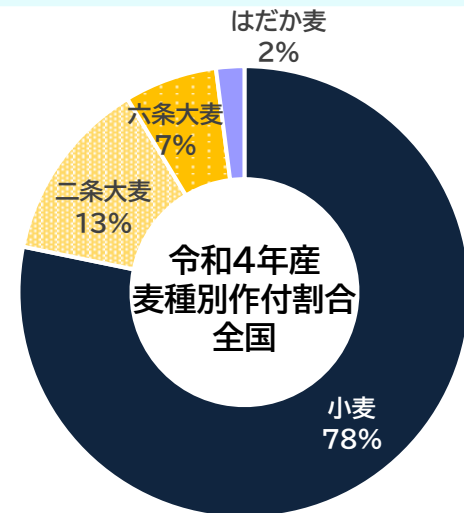
注：栽培時期は北東北の事例。追肥等の回数等の作業体系は地域によって異なる場合がある。主要作業については、農研機構「麦栽培マニュアル」ゆきちからから引用。

2-1 国内産及び東北麦の麦種別作付面積

- 全国の令和4年産麦の作付面積は、小麦227.3千ha(作付割合:78%)、二条大麦38.1千ha(13%)、六条大麦19.3千ha(7%)、はだか麦5.9千ha(2%)であった。
- 東北地域の令和4年産麦の作付面積は7.9千haで全国に占める割合は3%程度である。麦種別作付割合は小麦が80%、六条大麦が20%であり、二条大麦の作付は少なく、はだか麦の作付はない。

全国及び東北における麦作付面積(令和4年産)

	4麦計 (ha)		小麦 (ha)		二条大麦 (ha)		六条大麦 (ha)		はだか麦 (ha)	
	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	全国に 占める 割合	
全国	290,600	100%	227,300	100%	38,100	100%	19,300	100%	5,870	100%
東北	7,920	3%	6,300	3%	270	0.07%	1,590	8%	-	nc



資料:農林水産省「作物統計」

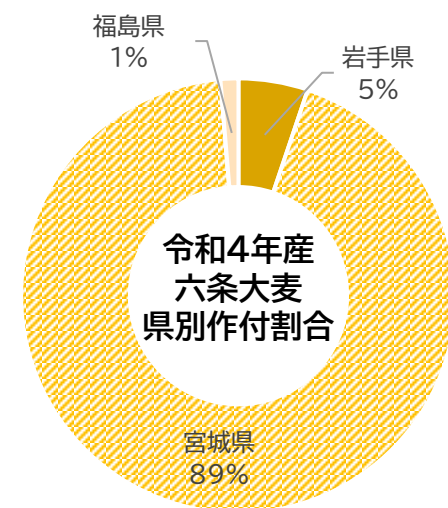
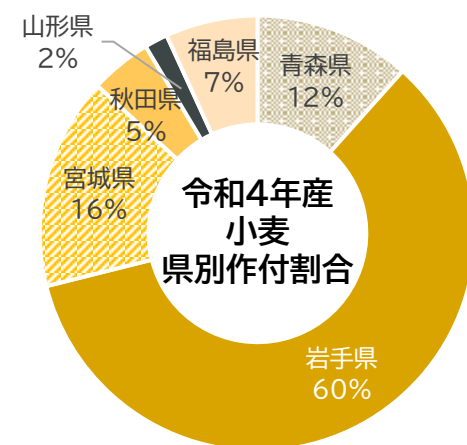
注:表中の「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「-」は事実のないもの、「nc」は計算不能のもの

2-2 東北各県の麦種別作付面積及び収穫量

- 東北地域で麦の作付が多いのは、岩手県(3,820ha)、宮城県(2,420ha)である(令和4年産、統計数値を公表しない県を除く)。
- 小麦の作付面積は、岩手県が6割、宮城県が1.6割、青森県が1.2割を占め、六条大麦は宮城県が9割を占める。

東北各県の麦作付面積及び収穫量(令和4年産)

	4麦計		小麦		六条大麦	
	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
青森県	x	x	733	1,910	x	x
岩手県	3,820	9,200	3,750	9,000	78	200
宮城県	2,420	8,740	994	3,900	1,410	4,780
秋田県	288	962	288	962	-	-
山形県	x	x	109	220	x	x
福島県	464	885	432	838	20	26
東北	7,920	22,100	6,300	16,800	1,590	5,230



資料:農林水産省「作物統計」

注:表中の「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「-」は事実のないもの

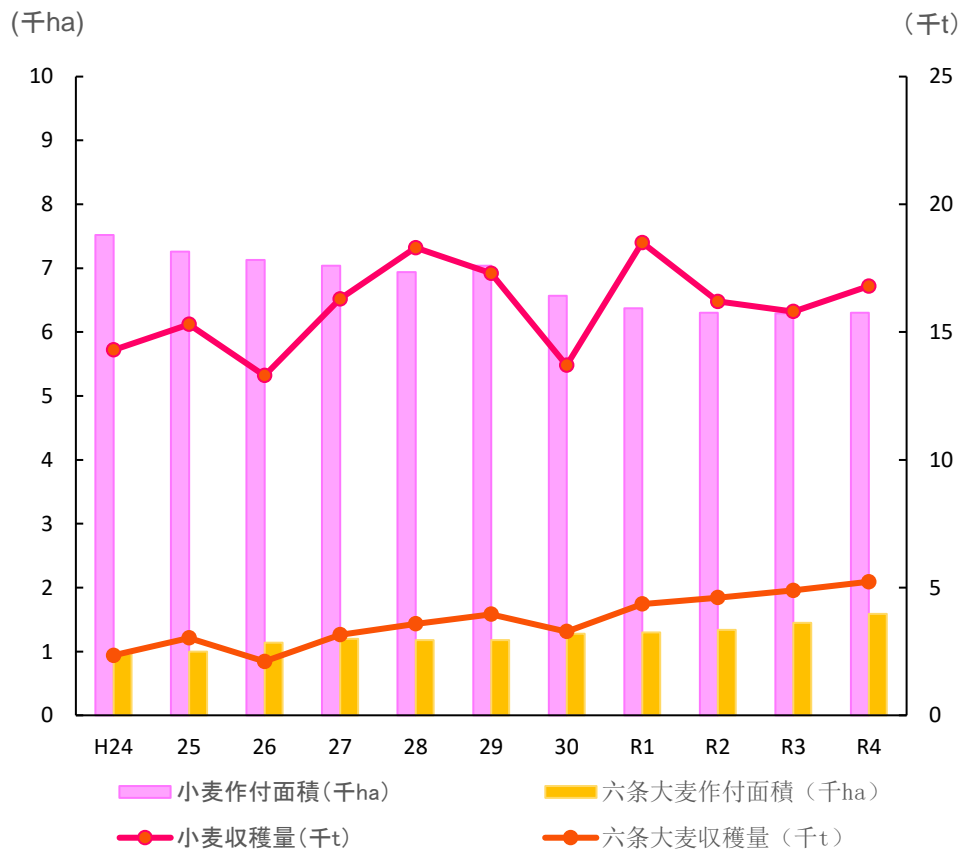
注:二条大麦及びはだか麦は、東北地域での作付けが少ないため除外

注:青森県及び山形県は割合から除外

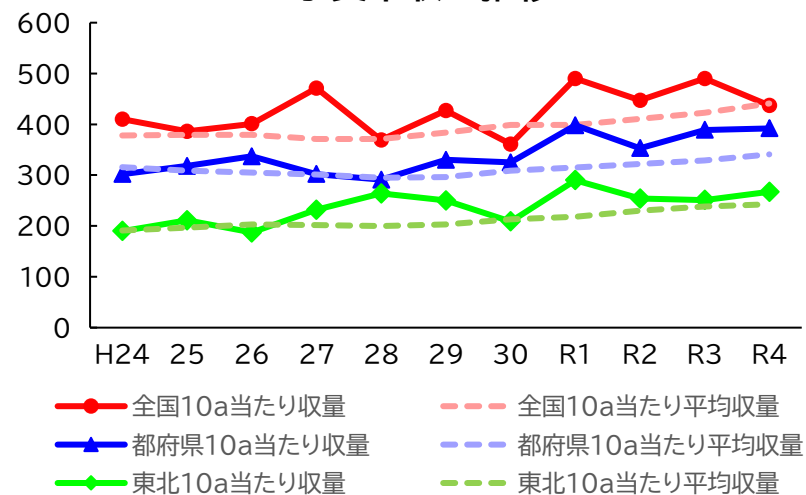
2-3 東北麦の作付面積、収穫量、単収の推移

- 作付面積は、小麦は減少傾向、六条大麦はほぼ横ばいで推移している。収穫量は気象変動に左右され、年ごとの変動が非常に大きく、特に小麦で顕著である。
- 東北の小麦の単収は、全国平均と比較して低く、都府県平均と比較しても低い状況で推移している。
- 東北の六条大麦の単収は、平成28年以降、全国平均を上回った状態で推移していたが、令和4年はわずかに全国平均を下回った。

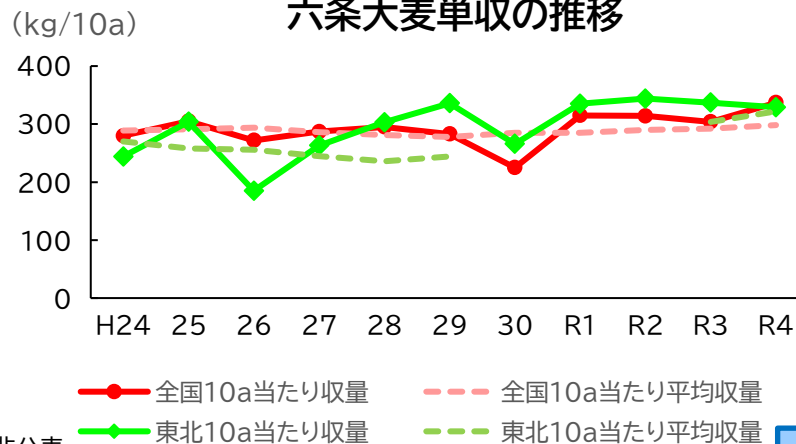
東北地域の小麦・六条大麦の作付面積及び収穫量の推移



小麦単収の推移



六条大麦単収の推移



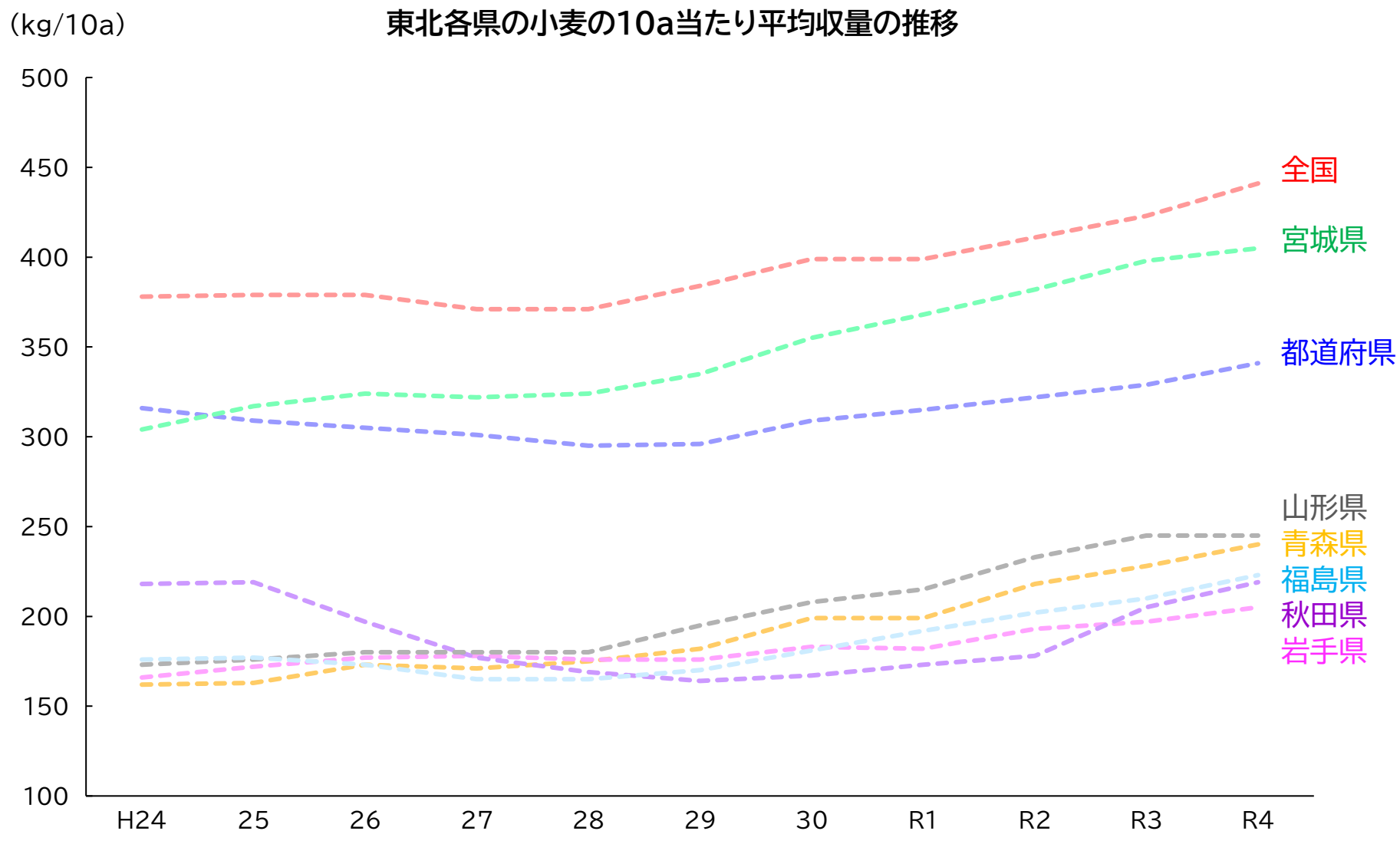
資料：農林水産省「作物統計」

注1：「平均収量」は直近7箇年のうち最高及び最低を除いた5箇年の平均値

注2：H30からR2の東北の六条大麦の10a当たり平均収量は事実不詳又は調査を欠くもので非公表。

2-4 東北各県の小麦の単収の推移 — 10a当たり平均収量 —

○ 小麦の10a当たり平均収量については、宮城県で都府県平均よりやや高い傾向で推移しているのに対し、その他の県では都府県平均を下回った状態で推移している。



資料：農林水産省「作物統計」

注1：「平均収量」は直近7箇年のうち最高及び最低を除いた5箇年の平均値

2-5 赤かび病への対策

- 麦類は、生育後期に降雨が多く、気温が高くなることが多いため、赤かび病が発生しやすい。
- 防除技術の進展や収穫作業の改善により、赤かび病による麦類の被害は減少しているが、昭和 30 年代には、赤かび病被害を受けた米麦を摂取したことによる集団食中毒が複数報告されている。
- かび毒の基準値を超える麦が流通すれば、消費者からの信頼を損ない、当該事業者のみならず、国産麦全体に大きな影響を及ぼす深刻な事態となるため、徹底した対策が必要。

赤かび病への主な対策

<適期防除>

- ・ 必ず最初の防除(※)を行う。
- ・ 気象条件や品種特性、地域のJA等の指導に応じ、追加の防除を行う。

<適期収穫・乾燥>

- ・ 刈り遅れにより麦類が降雨に当たること、早刈りや降雨直後の収穫により乾燥時間が増加することは、赤かび病を進展し、かび毒の産生を助長するため、適期に確実に収穫する。
- ・ 麦類の収穫適期は年により変動することが多く、また、ほ場によっても異なるが、麦粒中の含水率 30 %以下が目安となる。
- ・ 農業者は、収穫に当たって、普及指導センターや農業団体等からの情報及び天気予報に注意し、自らもほ場を巡回し、登熟の程度を把握した上で、適期になり次第、速やかに収穫する。
- ・ 地域で収穫作業計画を作成し、機械及び施設の処理能力にあわせた計画的な収穫を行う。
- ・ 収穫後は速やかに乾燥を行い、被害粒が見られた場合は仕分けを徹底する。

<検査の実施>

- ・ 農業者、生産・集出荷団体等においては、エライザ(ELISA)分析キットなどにより、試し刈りや荷受け時の子実中のデオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)等のかび毒の含有濃度を確認し、効率的な分別や乾燥調製を行う。
- ・ かび毒の含有濃度の測定結果の信頼性確保のため、測定する者は十分なトレーニングを受けるとともに、年に1回は麦類のDON、NIV 等のかび毒の定量分析の技能試験に参加し、分析精度を確認する。



小麦の健全粒(左)と赤かび病被害粒(右)の例

麦種	(※)最初の防除を行う生育時期
小麦	開花を始めた時期から開花期(1穂につき数花開花をしているものが、全穂数の40~50%に達した日)までの間
二条大麦	穂揃い期(全茎の80~90%が出穂した日)の10日後頃の蒴殻抽出期
六条大麦	開花を始めた時期から開花期までの間

農林水産省

「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/attach/pdf/mugi_kabi_sisin-6.pdf

3 東北の麦作における水田作割合と営農排水対策の実施状況

- 東北地域における麦作は、水田作における転作作物としての作付が大部分であり、麦作付面積の9割が水田作である。
- 麦は湿害に弱いことから、特に水田作においては排水対策が重要であり、明渠の整備率は高い県が多いものの、弾丸暗渠や心土破碎等の実施率は高くなく、県間でのばらつきもみられる。依然として湿害に悩む生産者が多いことから、各ほ場の条件に適した排水対策を行うことが重要である。

4麦作付面積の田作割合(令和4年度)

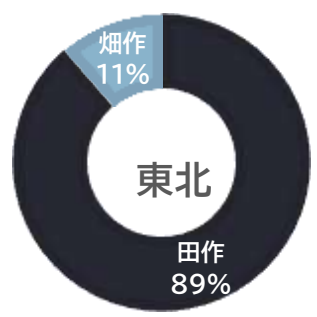
	4麦作付面積 (ha)	うち	田作割合
		田作面積 (ha)	
全国	290,600	185,800	64%
都府県	158,200	149,200	94%
東北	7,920	7,020	89%
青森県	x	x	Nc
岩手県	3,820	3,400	89%
宮城県	2,420	2,370	98%
秋田県	288	284	99%
山形県	x	x	nc
福島県	431	x	nc

湿害による影響



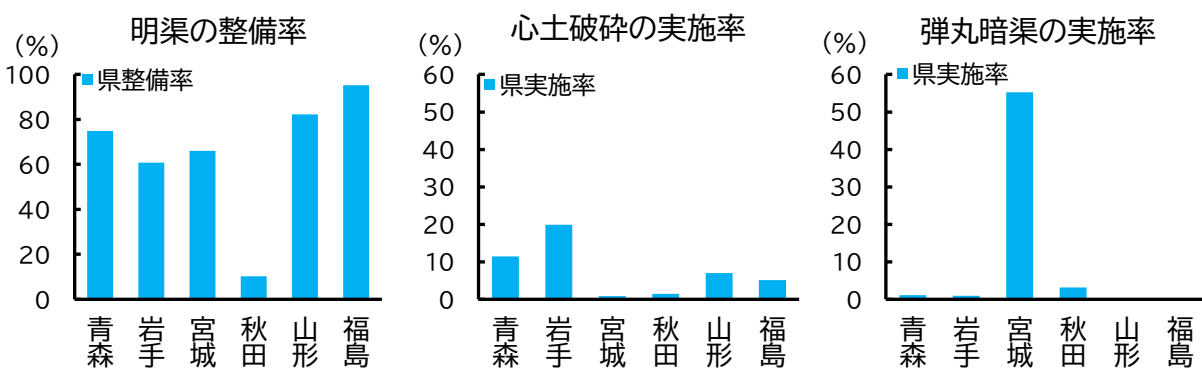
営農排水対策を実施したほ場(左)と未実施ほ場(右)

資料:診断に基づく小麦・大麦の栽培改善技術導入支援マニュアル(農研機構)



資料: 農林水産省「作物統計」
注:表中の「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「nc」は計算不能のもの

水田作麦の営農排水対策の実施状況(令和4年度)

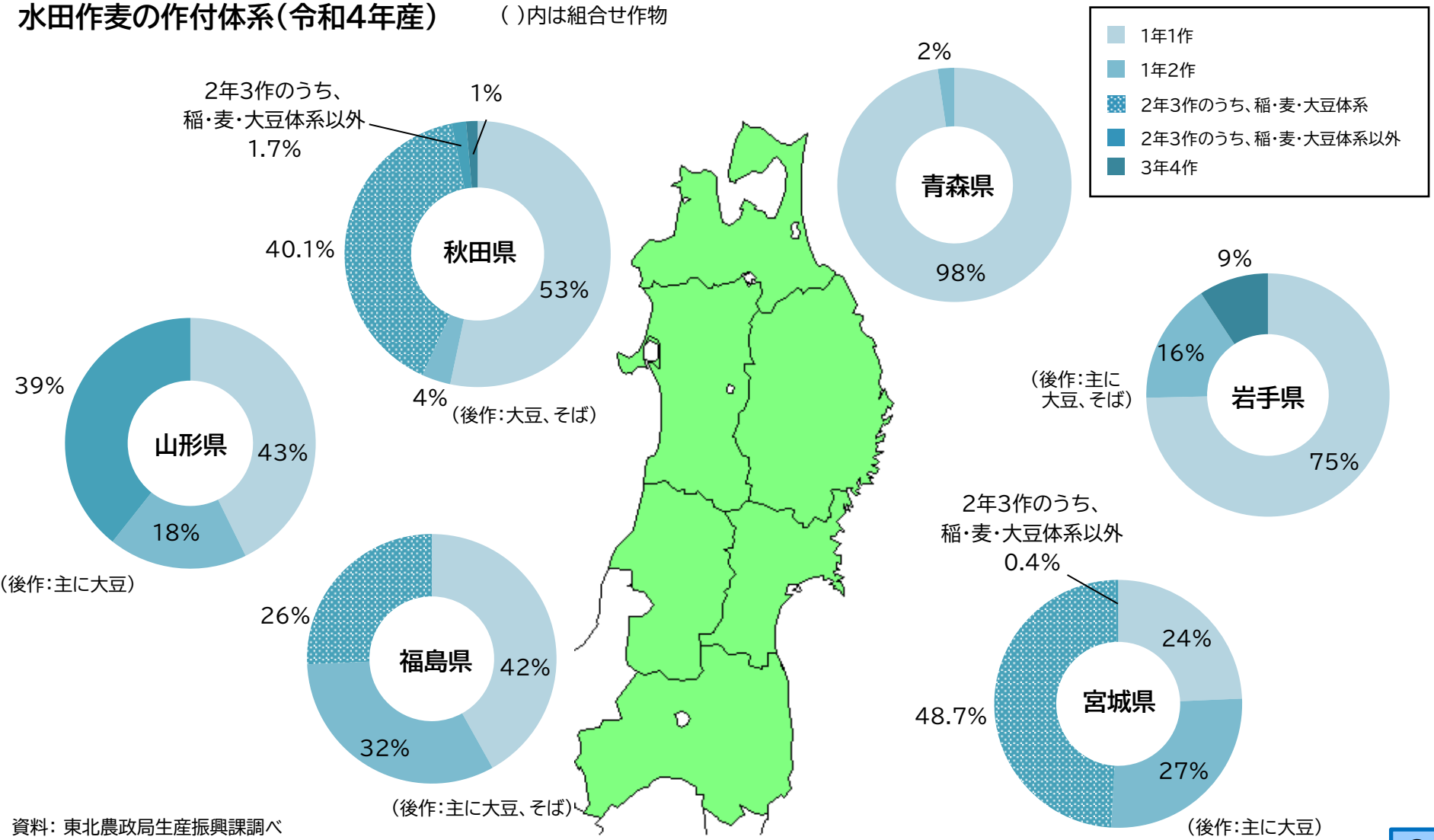


資料: 東北農政局生産振興課調べ
注:実施率・整備率は、4麦作付面積のうち田作面積における当該対策の割合。

4 東北各県の麦作における作付体系

○ 水田作麦の作付体系は、宮城県を除く5県で1年1作が最も多い。宮城県及び福島県においては大豆やそばと組み合わせた1年2作体系が、宮城県、秋田県及び福島県においては、稲・麦・大豆による2年3作体系の導入割合が東北他県と比較して高い。

水田作麦の作付体系(令和4年産) ()内は組合せ作物

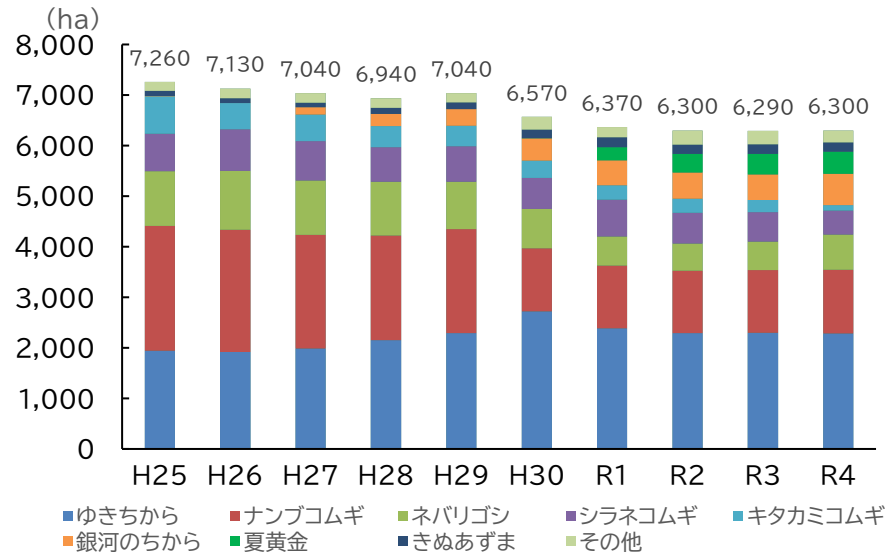


資料: 東北農政局生産振興課調べ
注: ラウンドの関係で合計が100%とならないものもある。

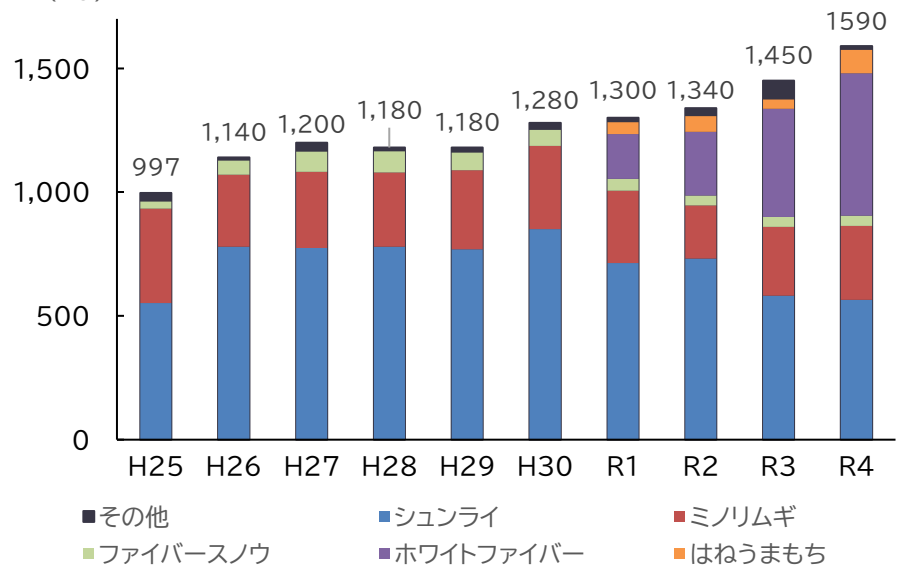
5-1 東北の麦の品種構成

- 東北地域で最も作付が多い小麦の品種は、「ゆきちから」となっている。「銀河のちから」、「夏黄金」が増加傾向にある一方、従来からの「ナンブコムギ」、「ネバリゴシ」等の作付が減少している。
- 六条大麦については、主要な作付品種である「シュンライ」、「ミノリムギ」が減少傾向にある一方、近年育成された「ホワイトファイバー」、「はねうまもち」の作付が増加している。

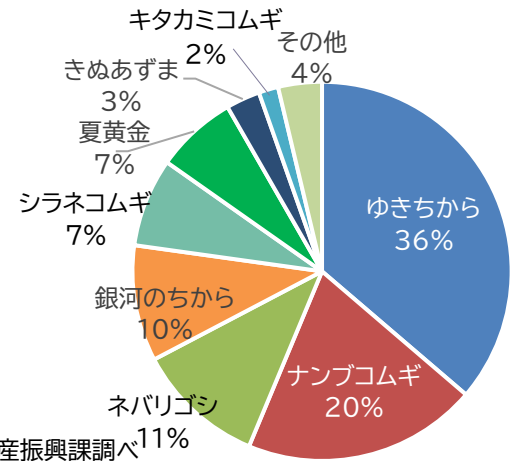
東北の小麦品種別作付面積の推移



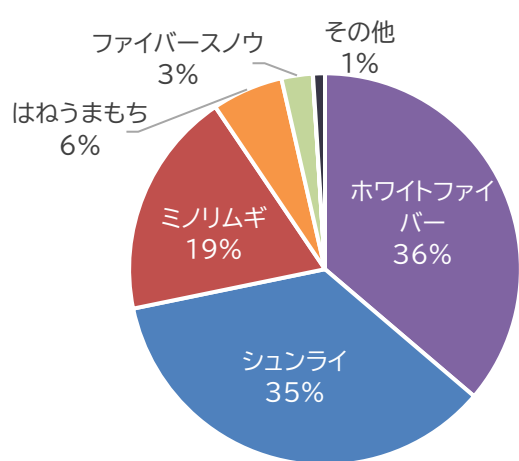
東北の六条大麦品種別作付面積の推移



東北の小麦の品種別作付割合(令和4年産)



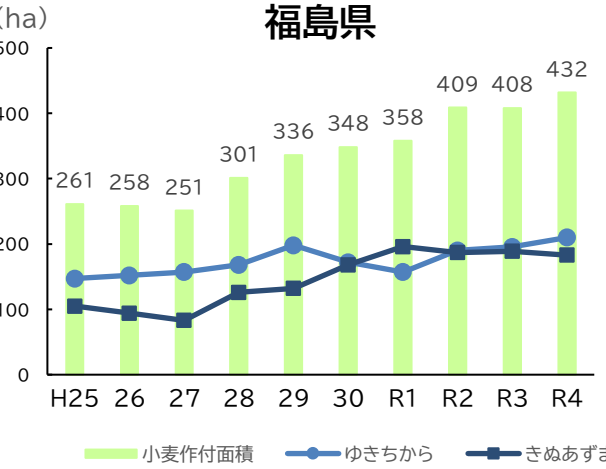
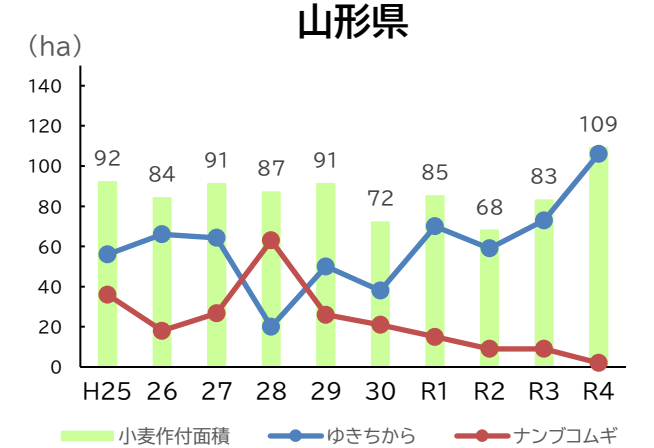
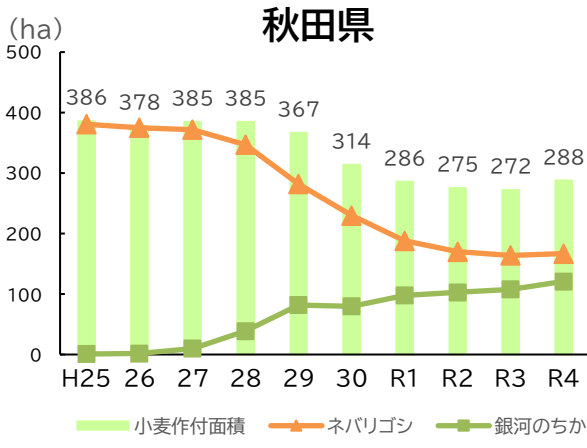
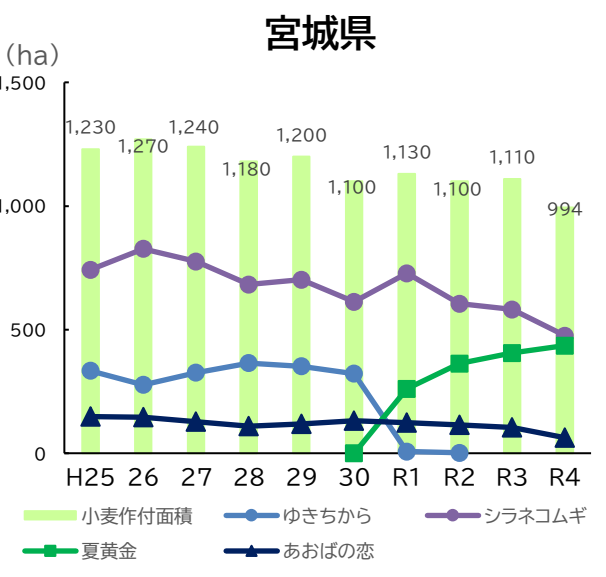
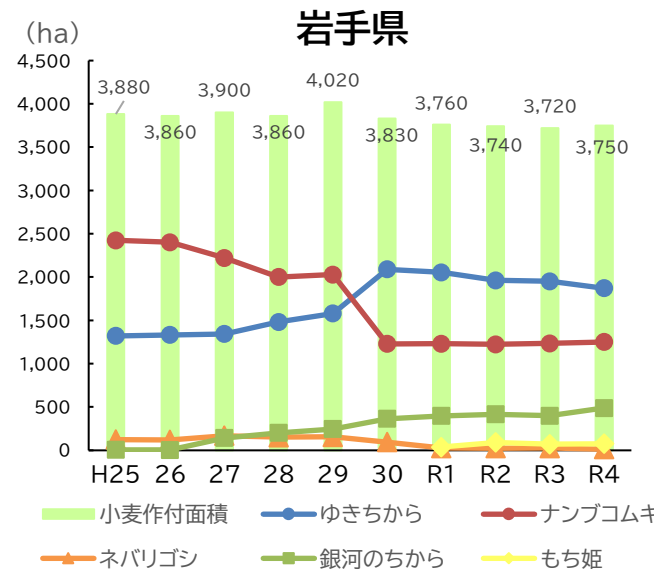
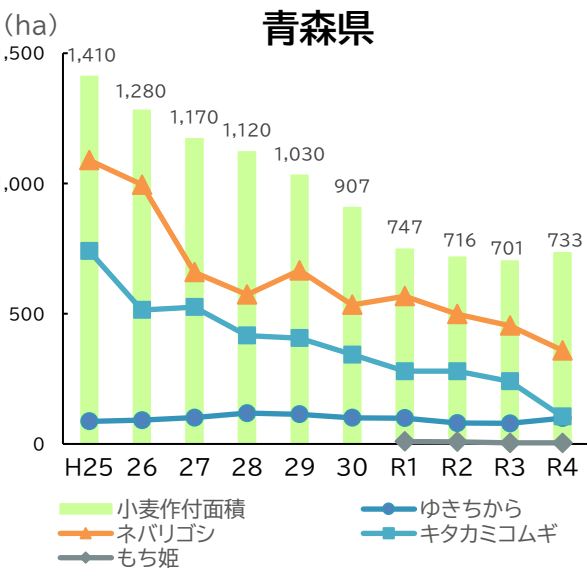
東北の六条大麦の品種別作付割合(令和4年産)



資料：東北農政局生産振興課調べ

5-2 東北各県の主な小麦作付品種の推移

- 東北地域では、県ごとに主要品種が異なっている。青森県及び秋田県は「ネバリゴシ」、岩手県、山形県及び福島県では「ゆきちから」、宮城県では「シラネコムギ」が最も多い。
- 「ゆきちから」は東北地域で広く作付けられている品種であるが、宮城県では令和元年産から「ゆきちから」に代わり「夏黄金」の作付が開始され、作付面積が増加している。



資料：東北農政局生産振興課調べ

5-3 東北地域で作付されている主な品種

	品種名	主な特性	作付のある県 (令和4年産)
小麦	ナンブコムギ	○昭和26年育成 ○育成機関:盛岡農事改良実験所 ○中生、やや長稈、耐寒雪性強	青森県、岩手県、山形県
	キタカミコムギ	○昭和34年育成 ○育成機関:東北農業試験場 ○中晩生、やや長稈、良質多収	青森県
	シラネコムギ	○昭和61年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○やや早生、強稈	宮城県
	きぬあずま	○平成13年育成 ○育成機関:農業研究センター ○穂発芽耐性、縞萎縮病抵抗性、耐倒伏性強、多収、低アミロース	福島県
	ネバリゴシ	○平成13年育成 ○育成機関:東北農業試験場 ○早生、多収、低アミロース、製めん適性良、耐穂発芽性強	青森県、岩手県、秋田県
	ゆきちから	○平成15年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○早生、耐病性、耐寒雪性強、製パン性良	青森県、岩手県、山形県、 福島県
	もち姫	○平成19年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○もち性、洋菓子・せんべい等の地域特産の用途、収量性、製粉性に優れる	青森県、岩手県
	あおばの恋	○平成20年育成 ○育成機関:作物研究所 ○早生、縞萎縮病抵抗性、穂発芽しにくく、めんの食感が優れる	宮城県
	さとのそら	○平成20年育成 ○育成機関:群馬県農業技術センター ○耐倒伏性強、縞萎縮病抵抗性、穂発芽性難	福島県
	ゆきはるか	○平成23年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○多収、菓子適正良	岩手県
	銀河のちから	○平成23年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○耐倒伏性、縞萎縮病抵抗性、穂発芽性難、超強力小麦	岩手県、宮城県、秋田県
夏黄金	○平成29年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○穂発芽性難、縞萎縮病抵抗性、製パン適性	宮城県、山形県	
ナンブキラリ	○平成31年(2019年)育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○穂発芽性難、縞萎縮病抵抗性、製めん適性	岩手県	
六条大麦	ミノリムギ	○昭和44年育成 ○育成機関:長野県農業試験場 ○中生、長稈、多収、耐雪性強	宮城県
	シュンライ	○平成2年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○早生、強稈、外観品質良、精麦白度大	岩手県、宮城県、山形県、 福島県
	ファイバースノウ	○平成12年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○早生、耐倒伏性・耐雪性強、精麦白度大	岩手県
	ホワイトファイバー	○平成28年育成 ○育成機関:長野県農業試験場 ○もち性、高β-グルカン含量、精麦白度大、低硝子率	宮城県
	はねうまもち	○平成29年育成 ○育成機関:中央農業研究センター ○もち性、高β-グルカン含量、低硝子率	青森県

資料:「主な特性」は農林水産省「麦の参考統計表」、「作付のある県(令和4年産)」は東北農政局生産振興課調べ
注:育成年は出願公表が行われた年

○ 東北地域を栽培適地とする新たな品種として、パン・中華めん用に適した超強力小麦品種「銀河のちから」(平成23年育成)、製パン適性に優れた小麦品種「夏黄金」(平成29年育成)が、農研機構 東北農業研究センターにより育成されている。

「銀河のちから」

- 「ゆきちから」と比較すると、パンの比容積と官能評価が優れる。また、グルテンが強靱な特性を持つため、「ナンブコムギ」等グルテンの質が弱い品種の粉とブレンドすることで、その製パン適性を高めることができる(参考:図1、写真1)。
- 中華めん適性は「ゆきちから」より色相がやや劣るが、ゆでのび程度(7分後食感)はやや優れる(参考:図2)。
- 「ゆきちから」より成熟期が2日遅く、収量は同程度で、容積重が大きく、外観品質が優れる。
- 「ゆきちから」と比べて、耐寒性と耐雪性は劣るが、耐倒伏性と耐穂発芽性は優れる。縞萎縮病に強く、「ナンブコムギ」より優れる。
- 東北・北陸の平坦地(目安としては根雪期間80日以下)が栽培適地である。

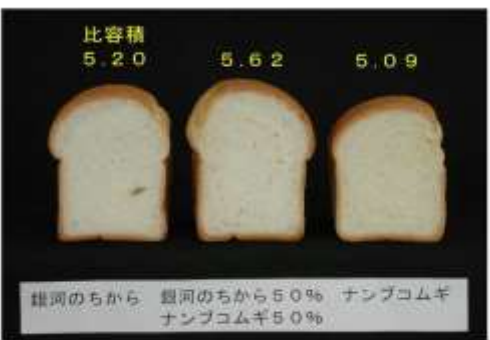
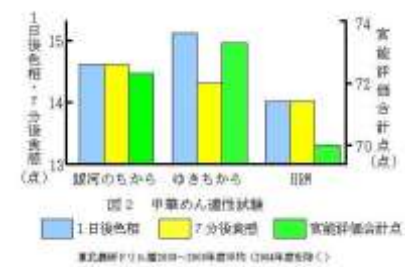
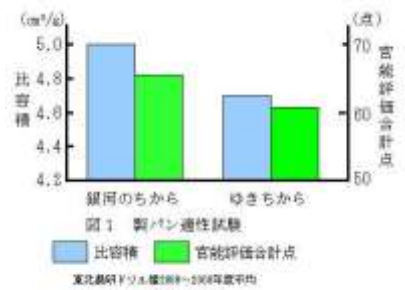


写真1 「銀河のちから」と「ナンブコムギ」のブレンドによる製パン適性の向上



「夏黄金」

- グルテンの性質が準強力小麦の「ゆきちから」と超強力小麦の「銀河のちから」の中間で、単独で使用しても高い製パン適性を示す。ほとんどの種類のパンを製造することができる。(参考:写真1及び写真2)
- 収穫期は「ゆきちから」とほぼ同じで、草丈はやや低く、収量性は同程度だが、容積重が優れる。
- 「ゆきちから」と比べ、縞萎縮病の耐病性は同程度、穂発芽しにくくなっている。
- 赤かび病に対しては「ゆきちから」より強いが、薬剤防除は必要である。
- 東北・北陸の平坦地(目安としては根雪期間100日以内)が栽培適地である。

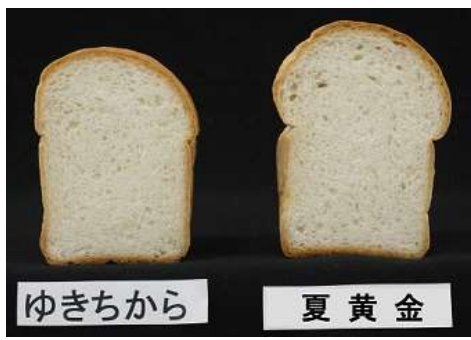


写真1 食パンの比較

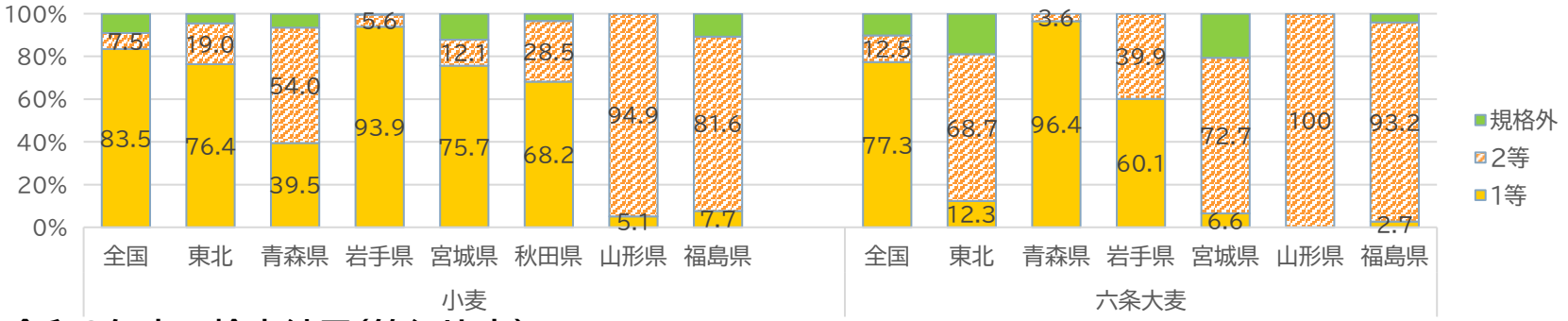


写真2 夏黄金を使用して製造したパン(夏黄金の使用割合100%)

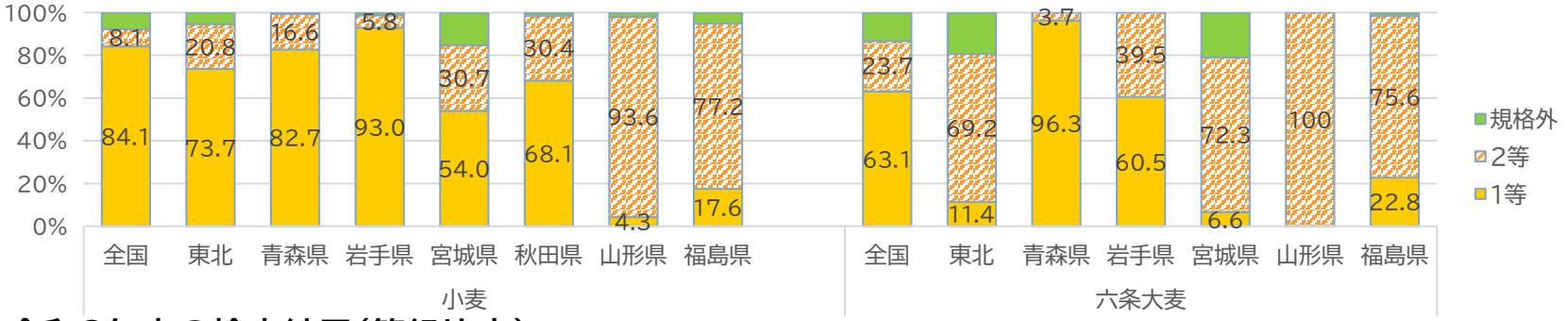
6 東北各県の麦の農産物検査結果

- 東北地域における等級比率は、県ごとにバラツキがみられる。
- 1等比率は、小麦では岩手県が比較的安定して高い。

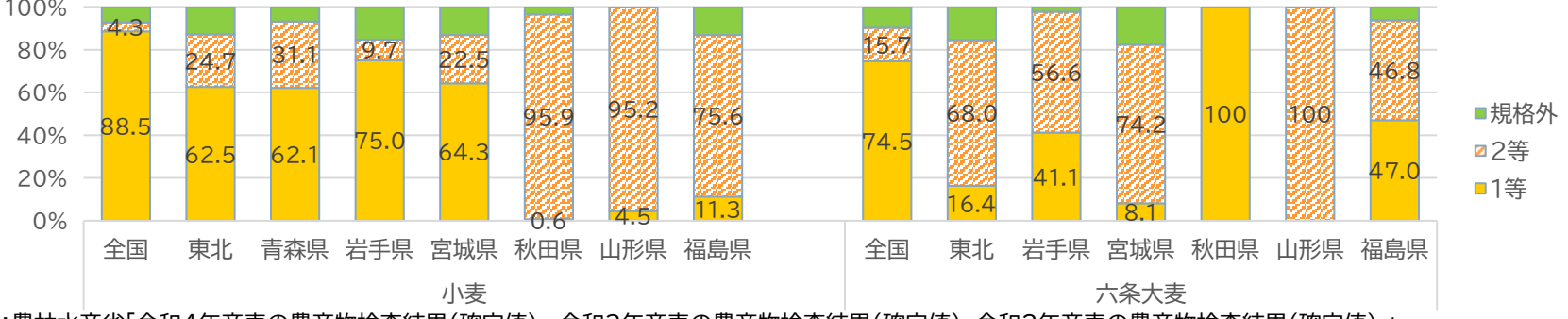
令和4年産の検査結果(等級比率)



令和3年産の検査結果(等級比率)



令和2年産の検査結果(等級比率)



資料:農林水産省「令和4年産麦の農産物検査結果(確定値)、令和3年産麦の農産物検査結果(確定値)、令和2年産麦の農産物検査結果(確定値)」

7 東北地域の麦実需者からの要望

- 国内産麦の人気の高まりにより、近年、需要量が生産量を上回る傾向。東北地域でも国内産麦を積極的に使用したい実需者が必要量を確保できない課題がある。
- 特に、「品質の安定化」、「実需が求める市場評価の高い小麦の安定生産」等が求められている。
- このため産地においては、①農地の集約・団地化、②単収・品質向上のための技術対策、③実需者が求める品種への品種転換等により、需要に応じた生産を行っていくことが重要。

実需者からの要望

【品質】

- ・安定した品質のために、産地によるタンパク質含有率のバラツキをなくし平準化を望む。(気象状況等を勘案した肥培管理をはじめとする徹底した栽培指導を要望)
- ・でんぷん質の変性「低アミロ」傾向となる可能性が高い穂発芽の発生は、加工に多大な影響を及ぼすため、収穫後の早急な情報提供への協力。

【品種・銘柄】

- ・消費者及び実需者が求める市場評価の高い小麦の安定生産を要望。

【数量】

- ・引き続き単収の向上。
- ・販売予定数量策定時と集荷実績の単収の乖離の縮小。

【流通】

- ・フレコン化への取組。
- ・虫害防止策及び衛生管理の徹底。
- ・保管倉庫での温度管理(低温、定温)の取組。

【その他】

- ・異種穀粒(特にソバ等アレルギー物質)等の異物混入防止措置の徹底。
- ・麦類の放射性物質検査の継続。

8-1 主な支援措置

強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算概算要求額 17,622 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

- 先駆的モデル支援タイプ**
食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、**安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成**を支援します。
- 農業支援サービス事業支援タイプ**
農業支援サービス事業の育成に必要な**農業用機械の導入**を支援します。

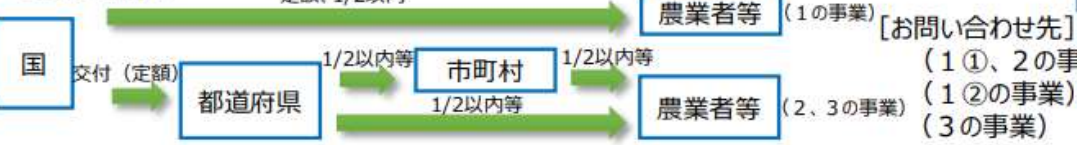
2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

- 産地収益力の強化、産地合理化の促進**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。
- 重点政策の推進**
食料安全保障、みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	C 産地基幹施設等支援タイプ ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等	
	優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【53億円】 2.①のメニューとは別枠で、食料安全保障、みどりの食料システム戦略、スマート農業技術の導入、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備	
食品流通の合理化	D 卸売市場等支援タイプ ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 技術普及課 (03-6744-2218)
 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和4年度補正予算額 30,600百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
果樹、野菜、花き、茶について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。
- ③ 国産シェア拡大対策
国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、園芸作物等の生産体制の合理化に向けた機械・設備のリース導入等や出荷調整可能な大型加工施設の整備、流通効率化に係るパレタイザー等の施設整備等を支援します。

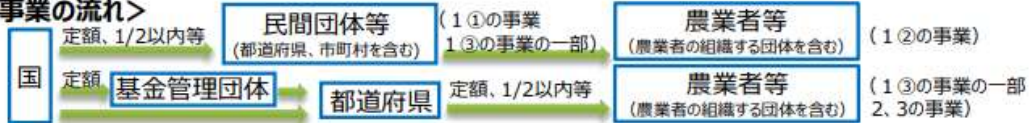
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化



【お問い合わせ先】

- (1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②③、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (1 ③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

8-3 主な支援措置

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算要求額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携**に基づいた**低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

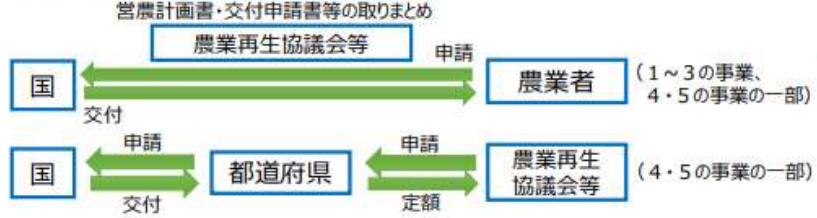
4. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。

5. 畑地化促進助成 2,215 (2,215) 百万円

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着**等を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

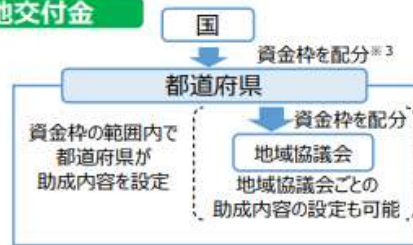
- ・ たん水設備（畦畔等）や水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成※4

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 ※4：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

国産小麦・大豆供給力強化総合対策

【令和6年度予算概算要求額 160 (90) 百万円】

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・農業機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 生産対策

小麦・大豆生産技術向上事業

実需と連携し、小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。

2. 流通対策

① 小麦・大豆ストックセンター整備事業

国産小麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンターの新設、改修**を支援します。

② 小麦・大豆供給円滑化事業

国産小麦・大豆を**一定期間保管**し、安定供給体制を構築する取組を支援します。

③ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業

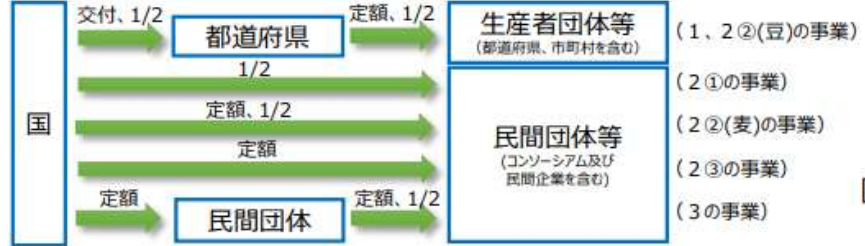
国産小麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

3. 消費対策

小麦・大豆利用拡大事業

国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

<事業の流れ>



1. 生産対策



生産性向上の推進
(定額)



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)

2. 流通対策



- ・ストックセンターの整備 (1/2以内)
- ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)

3. 消費対策



新商品の開発等 (定額、1/2以内)

小麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (2②(麦)、3(麦)以外の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
 (2②(麦)、3(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha【令和12年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0 ^{※4})万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0 ^{※4})万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど^{※5}）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

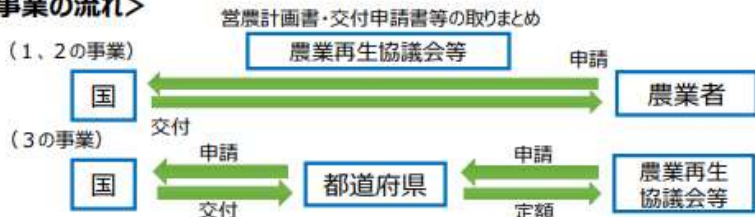
※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

食品事業者における原材料の調達安定化対策

【令和4年度補正予算額 10,000百万円】

<対策のポイント>

近年の新型コロナの感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、幅広い輸入食品原材料の価格高騰等が進むなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品製造事業者においては、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**原材料調達先の多角化**等の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

<事業目標>

- 食料の安定供給、国民生活への影響緩和
- 円滑な価格転嫁と賃上げ原資の創出

<事業の内容>

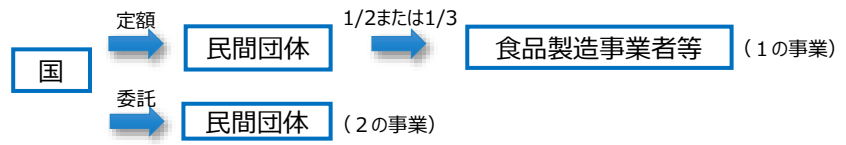
1. 食品原材料調達安定化対策事業

- ① 原材料調達先の多角化等を通じた調達の安定化のため、原材料切替等に伴う新商品の開発・製造・販売に必要な機械・設備等の導入、調査、包装・資材、PR等を支援します。
- ② 輸入原材料等を用いる製造ラインにおいて行う生産性向上によるコスト削減(省人化(揚げ油の劣化防止装置の導入等を含む)・省力化。)又は包装資材の変更など環境に配慮した取組に必要な機械・設備等の導入、新商品の開発・製造・販売・PR等を支援します。
- ③ 調達する輸入農林水産物等を継続的に国産農林水産物等に切り替えるために行う販路新規拡大の取組、併せて地域の農林水産業との連携について支援します。

2. 消費者等の理解醸成

円滑な価格転嫁に向け、インターネット等の各種メディアを活用し、消費者等に対して、**食品の生産コストの高騰等に関する実態等の広報**を行うことで、価格転嫁を進めやすい環境の整備を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

原材料調達先の多角化

新商品のための製造ラインの変更・増設

国産原材料導入のための製造ラインの増設

生産者との連携による地域食材を活用する取組

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-7180)
- (2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-3502-5742)

8-7 主な支援措置

農林水産研究の推進

現場ニーズ対応型研究

(2) 有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト

研究期間：令和4年度～令和6年度
令和5年度予算額：39（43）百万円

③ 輪作体系における持続的な小麦生産の実現に向けた減化学肥料・減化学農薬栽培技術の確立【継続】

- SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速する中、「みどりの食料システム戦略」において、令和32年までに**有機農業の取組面積を100万haに拡大**する目標を掲げたところ。
- 水田では**稲・麦・大豆の輪作体系**で作付けされることが多く、有機栽培を行うに当たっては、特に**小麦の赤かび病の発生がネック**となっている。我が国では麦の生育後期に降雨が多いことから赤かび病が蔓延しやすく、一度化学農薬を使用すると、その後3年間是有機農産物認定が得られない。
- 将来の有機栽培の実現に向けた検討を進める一方で、近年、**赤かび病への抵抗性の優れた品種**が見出されていることから、当面は当該品種を活用しつつ、**令和6年度までに減化学肥料・減化学農薬栽培技術を確立**する。

生産現場の課題

- ・ 農薬を減らしたいが、赤かび病をはじめとした**病害が発生しやすく、防除がかかせない**。
- ・ **品質・収量を安定**させて収益を上げたい。
- ・ 体系化された**栽培マニュアルがない**ので、減化学肥料・減化学農薬栽培に取り組みにくい。



<イメージ>



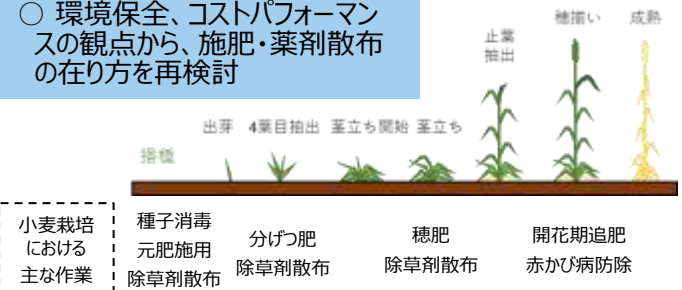
赤かび病が発生すると、品質や収量が低下するだけでなく、**流通不能**となる可能性も。

生産現場の課題解決に資する研究内容

- ・ 主要な小麦生産地域において、堆肥等の有機資材の活用や輪作体系の導入等により、各生育ステージで化学肥料・農薬の**使用量や使用頻度を調整**することで、
 - ① 実需者が求める**安定した収量と品質**、
 - ② **最大のコストパフォーマンス**が得られる減化学肥料・減化学農薬栽培技術を開発。
- ・ 減農薬栽培を行う上で特に課題となる**赤かび病の抵抗性品種を活用**することで、どの程度農薬の使用量を低減し、生産コストを削減することができるかを明確化しつつ、既存品種より**赤かび病抵抗性を強化した品種の開発**を推進。

<イメージ>

○ 環境保全、コストパフォーマンスの観点から、**施肥・薬剤散布の在り方を再検討**



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 有機資材等を活用した最適な栽培管理を行うことで、**実需者が求める安定した収量と品質を実現し、生産者の収益性が向上**。
- ・ 減化学肥料・減化学農薬栽培手法を**マニュアル化**し、各地域における最適な小麦の減化学肥料・減化学農薬栽培を**全国に普及**。

- ・ **環境への負荷を低減**しつつ、**品質や収量の安定した収益性の高い持続的な小麦生産体制**を実現。
- ・ 小麦生産における**化学肥料及び化学農薬の使用量を1割以上削減**。



持続的な小麦生産の実現

【お問い合わせ先】農産局穀物課（03-6744-2108）

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算要求額 23,926 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割） ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）
 ※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）
 （なお、事業実施後に水田活用直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施要件】 ① 事業対象地域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 ② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

8-9 主な支援措置

畑作等促進整備事業

【令和6年度予算概算要求額 3,000 (2,000) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化**等の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

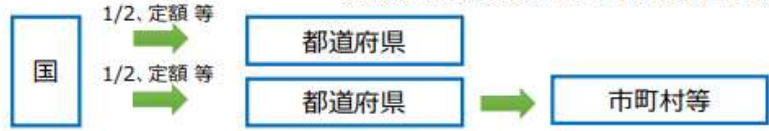


【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>

※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

収入保険制度の実施

【令和6年度予算概算要求額 39,913 (30,643) 百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

36,959 (27,838) 百万円

- 農業経営収入保険料国庫負担金**
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金**
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,955 (2,805) 百万円

- 農業経営収入保険事業事務費負担金**
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- 収入保険加入支援事業**
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

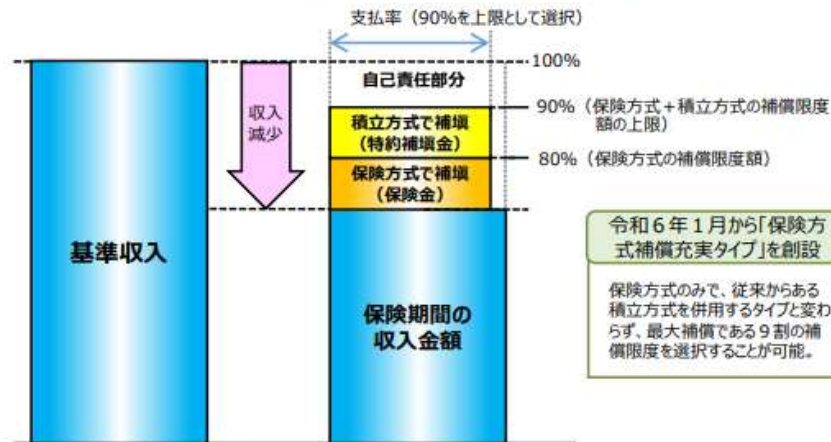
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課(03-6744-7147)

<事業の流れ>



農業共済の実施

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (3年産(度))
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水稲：83% 麦：96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫：23%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	67%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	70%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹体の損傷等を補填)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及びび甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

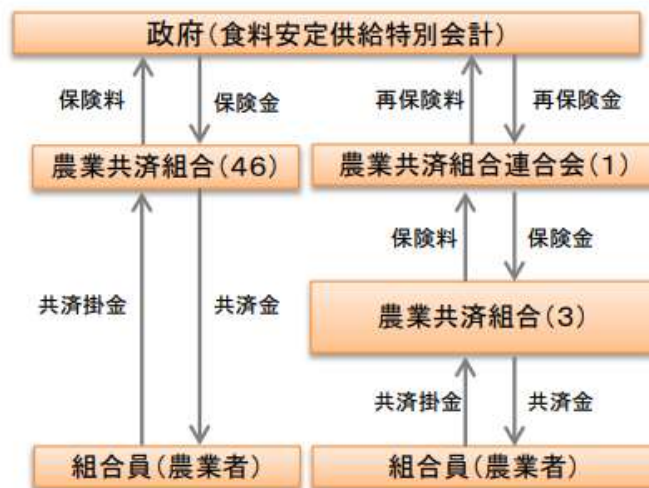
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

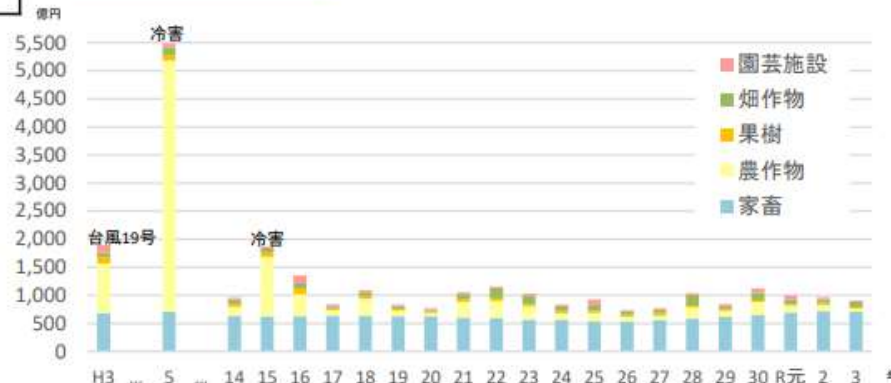
事業運営体制



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担(農業者の実質掛金負担は平均1.3%)
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



8-12 主な支援措置

経営所得安定対策

【令和6年度予算概算要求額（所要額） 269,883（258,415）百万円】

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）211,149（198,433）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）51,487（52,765）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの令和5年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,248（7,217）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用 ばれいしよ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

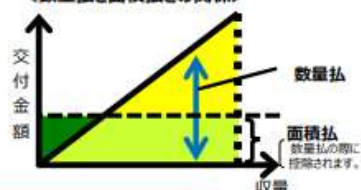
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕



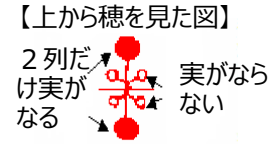

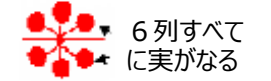

〔農業者ごとに算定〕



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

参考1 麦の種類・用途

- 我が国では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の4麦を生産している。
- 食用麦については、小麦、大麦で8～9割、はだか麦で約4割を輸入に依存している。

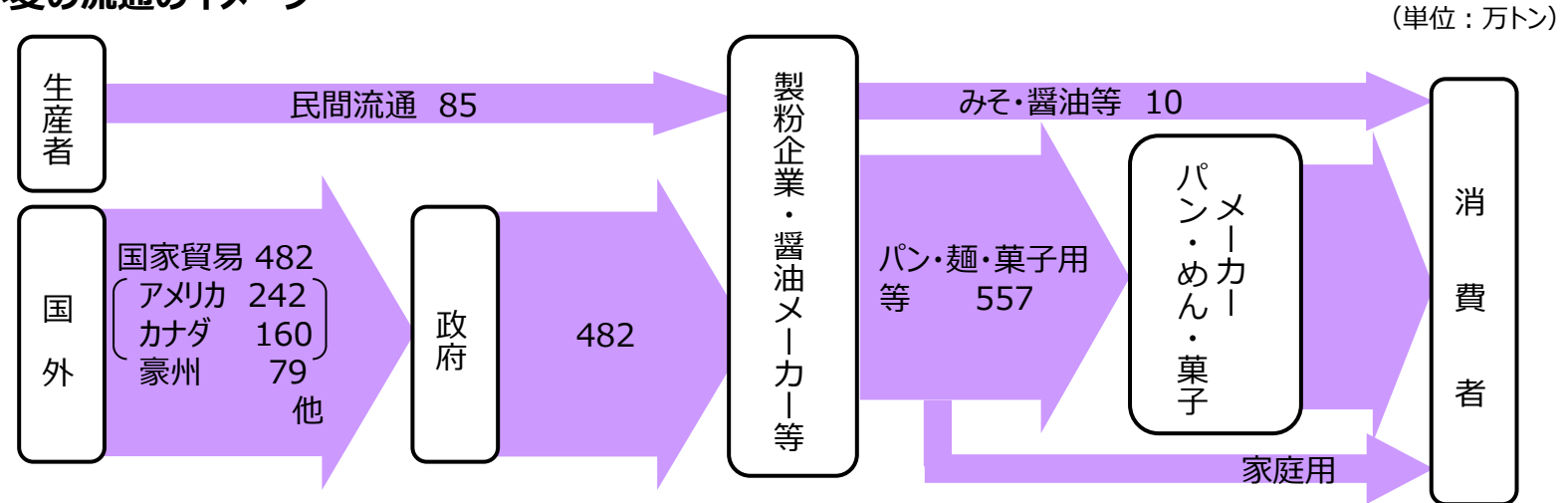
麦種	用途	国内生産量 (R4年産)	輸入量 (R3年度)
<p>小麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦のたんぱく質はグルテンと呼ばれ、粘り・弾力があるためパンや麺に適している。 用途により求められるたんぱく含有量が異なる。  <p>小麦は3つの実（3小花）が交互になる</p>	<p>うどん パン 中華麺 菓子</p>	<p>99.4万トン 北海道(62%) 福岡県(8%) 佐賀県(6%)</p>	<p>455.2万トン</p>
<p>大麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 大麦は二条と六条に分けられる。さらに、皮がはがれやすいものを「はだか麦」と呼んでいる。 大麦は精麦して押麦にするほか、ビールの醸造原料にも用いられている。 			
<p>二条大麦</p> <p>6列のうちの2列に実がなる。 大粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 2列だけ実がなる</p>  <p>実がならない</p>	<p>ビール 焼酎</p>	<p>15.1万トン 佐賀県 (31%) 栃木県 (21%) 福岡県 (16%)</p>	<p>10.4万トン ※ビール用の麦芽輸入量は含まない</p>
<p>六条大麦</p> <p>6列（条）のすべてに実がなる。 小粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 6列すべてに実がなる</p> 	<p>押麦 麦茶</p>	<p>6.5万トン 福井県 (28%) 富山県 (21%) 石川県 (9%)</p>	<p>4.3万トン</p>
<p>はだか麦</p> <p>二条大麦、六条大麦と外見はほぼ同じ。</p>  <p>現在生産されているはだか麦は六条の品種が多い。</p>	<p>麦みそ</p>	<p>1.7万トン 愛媛県 (26%) 大分県 (17%) 香川県 (14%)</p>	<p>1.6万トン</p>

(注)輸入量は食糧用麦政府輸入量(決算ベース)

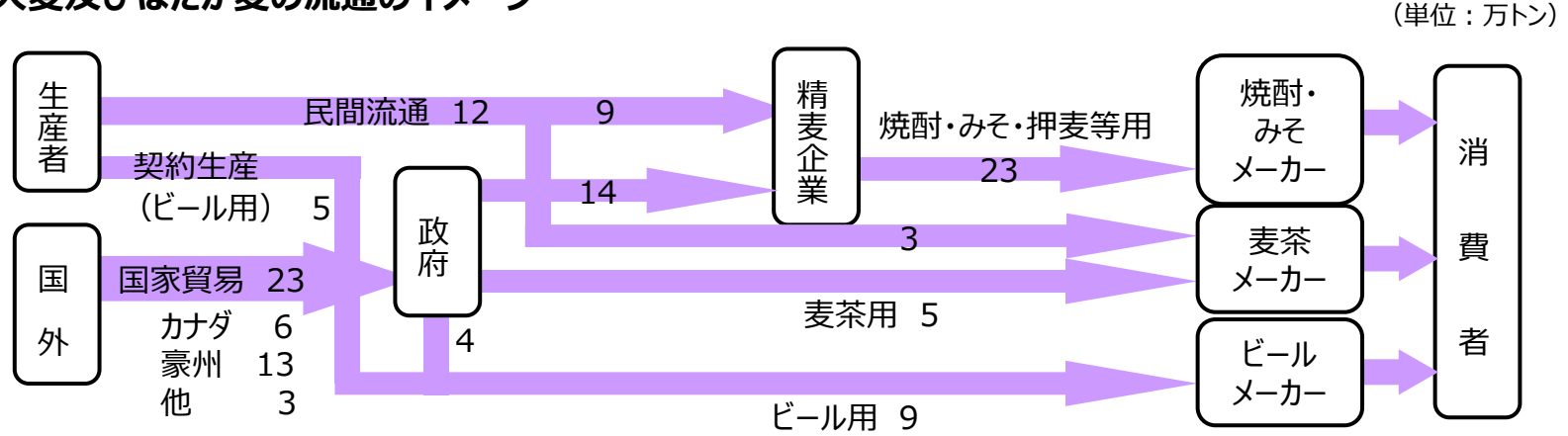
参考2 麦の流通の概要

- 国内需要量の約1割を占める国産小麦は、民間流通により取引されており、残り約9割を占める外国産小麦については、国家貿易により一元的に輸入されている。主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造している。
- 大麦・はだか麦については、精麦して焼酎、みそ等の発酵用、押麦(麦飯)用等として流通している。

○ 食用小麦の流通のイメージ



○ 食用大麦及びはだか麦の流通のイメージ



(注)流通量は、過去5年(H29～R3年度)の平均数量である。

参考3 食料・農業・農村基本計画における麦の目標及び課題

- 令和2年3月末に新たな「食料・農業・農村基本計画」策定。
- 令和12年度において小麦は108万トン、大麦・はだか麦は23万トンの生産努力目標を設定。

令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		品目別自給率 (%)		克服すべき課題
	1人・1年当たり 消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成 30 年度	令和 12 年度	平成 30 年度	令和 12 年度	
	平成 30 年度	令和 12 年度	平成 30 年度	令和 12 年度					
小麦	32	31	651	579	76	108	12	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内産小麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備
大麦・ はだか 麦	0.3	0.3	198	196	17	23	9	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内産大麦・はだか麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備